

令和7年2月4日
生涯学習課

世田谷区立郷土資料館条例の一部を改正する条例

1 主旨

令和7年10月に施設使用料等を改定するため、令和7年区議会第一回定例会に世田谷区立郷土資料館条例の一部を改正する条例を提案する。

2 改正内容（2ページ目以降の「新旧対照表」のとおり）

公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。

3 今後のスケジュール（予定）

令和7年	2月	令和7年区議会第一回定例会（条例改正案）
	3月	公布（同日施行）
	10月	改定後料金適用開始

世田谷区立郷土資料館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前								
○世田谷区立郷土資料館条例 昭和39年 7 月15日条例第37号 改正 昭和41年 3 月15日条例第11号 平成24年12月10日条例第81号 平成30年 3 月 6 日条例第39号 <u>令和 7 年 3 月 日条例第 号</u> 世田谷区立郷土資料館条例 (目的及び設置) 第 1 条 主として区内の資料（出土品、古文書、図表、模型、民俗資料等をいう。以下同じ。）を収集し、又は寄贈若しくは寄託を受けて、これを保存及び展示して、区民の教養の向上及び教育、学術研究等に資することを目的として、世田谷区立郷土資料館（以下「資料館」という。）を次のとおり設置する。 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>世田谷区立郷土資料館</td><td>東京都世田谷区世田谷一丁目29番18号</td></tr> </table> 一部改正〔昭和41年条例11号・平成24年81号〕 (施設)	名称	位置	世田谷区立郷土資料館	東京都世田谷区世田谷一丁目29番18号	○世田谷区立郷土資料館条例 昭和39年 7 月15日条例第37号 改正 昭和41年 3 月15日条例第11号 平成24年12月10日条例第81号 平成30年 3 月 6 日条例第39号 世田谷区立郷土資料館条例 (目的及び設置) 第 1 条 主として区内の資料（出土品、古文書、図表、模型、民俗資料等をいう。以下同じ。）を収集し、又は寄贈若しくは寄託を受けて、これを保存及び展示して、区民の教養の向上及び教育、学術研究等に資することを目的として、世田谷区立郷土資料館（以下「資料館」という。）を次のとおり設置する。 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>世田谷区立郷土資料館</td><td>東京都世田谷区世田谷一丁目29番18号</td></tr> </table> 一部改正〔昭和41年条例11号・平成24年81号〕 (施設)	名称	位置	世田谷区立郷土資料館	東京都世田谷区世田谷一丁目29番18号
名称	位置								
世田谷区立郷土資料館	東京都世田谷区世田谷一丁目29番18号								
名称	位置								
世田谷区立郷土資料館	東京都世田谷区世田谷一丁目29番18号								

改正後	改正前
第2条 資料館の施設は、次のとおりとする。 (1) 展示室 (2) 図書閲覧コーナー (3) 集会室 全部改正〔平成24年条例81号〕 (事業)	第2条 資料館の施設は、次のとおりとする。 (1) 展示室 (2) 図書閲覧コーナー (3) 集会室 全部改正〔平成24年条例81号〕 (事業)
第3条 資料館は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 資料の収集及び受贈並びに受託に関すること。 (2) 資料の保存に関すること。 (3) 資料の展示及びその説明又は助言に関すること。 (4) 資料に関する調査研究に関すること。 (5) 資料に関する講演会、研究会等を開催すること。 (6) 資料を利用した校外指導を行うこと。 (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業 全部改正〔平成24年条例81号〕 (入館の承認)	第3条 資料館は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 資料の収集及び受贈並びに受託に関すること。 (2) 資料の保存に関すること。 (3) 資料の展示及びその説明又は助言に関すること。 (4) 資料に関する調査研究に関すること。 (5) 資料に関する講演会、研究会等を開催すること。 (6) 資料を利用した校外指導を行うこと。 (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業 全部改正〔平成24年条例81号〕 (入館の承認)
第4条 資料館に入館しようとする者は、あらかじめ世田谷区教育委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。	第4条 資料館に入館しようとする者は、あらかじめ世田谷区教育委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

改正後	改正前
全部改正〔平成24年条例81号〕 (入館の制限) 第5条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。 (1) 秩序を乱すおそれがあると認めたとき。 (2) 管理上支障があると認めたとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、入館を不相当と認めたとき。 全部改正〔平成24年条例81号〕 (行為の制限) 第6条 館内及び敷地内では、次の行為をしてはならない。 (1) 館内の原状を変更すること。 (2) 立入禁止区域内に入ること。 (3) 業として写真撮影をすること。 (4) 物品を販売すること。 (5) 広告宣伝をすること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、資料館の管理上支障がある行為をすること。 全部改正〔平成24年条例81号〕 (集会室の使用)	全部改正〔平成24年条例81号〕 (入館の制限) 第5条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。 (1) 秩序を乱すおそれがあると認めたとき。 (2) 管理上支障があると認めたとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、入館を不相当と認めたとき。 全部改正〔平成24年条例81号〕 (行為の制限) 第6条 館内及び敷地内では、次の行為をしてはならない。 (1) 館内の原状を変更すること。 (2) 立入禁止区域内に入ること。 (3) 業として写真撮影をすること。 (4) 物品を販売すること。 (5) 広告宣伝をすること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、資料館の管理上支障がある行為をすること。 全部改正〔平成24年条例81号〕 (集会室の使用)

改正後	改正前
第7条 集会室は、第3条に規定する事業（以下「資料館の事業」という。）を行うために使用するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、集会室は、資料館の事業を行うための使用をしていないときに限り、区の郷土史、文化、文化財等に関する会議若しくは学習会等又は資料館の近隣で区が後援する伝統的行事等（第10条及び第12条において「会議若しくは学習会又は行事等」という。）を開催する区民等の団体であって次に掲げる要件を満たすものの使用に供することができる。 （1） 構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。 （2） 構成員の総数が5人以上であること。 3 前2項の規定にかかわらず、集会室は、資料館の事業を行うための使用をしていないときに限り、資料館の事業以外の区の事務事業のための使用又は公共的団体等の使用に供することができる。 全部改正〔平成24年条例81号〕 （団体の登録）	第7条 集会室は、第3条に規定する事業（以下「資料館の事業」という。）を行うために使用するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、集会室は、資料館の事業を行うための使用をしていないときに限り、区の郷土史、文化、文化財等に関する会議若しくは学習会等又は資料館の近隣で区が後援する伝統的行事等（第10条及び第12条において「会議若しくは学習会又は行事等」という。）を開催する区民等の団体であって次に掲げる要件を満たすものの使用に供することができる。 （1） 構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。 （2） 構成員の総数が5人以上であること。 3 前2項の規定にかかわらず、集会室は、資料館の事業を行うための使用をしていないときに限り、資料館の事業以外の区の事務事業のための使用又は公共的団体等の使用に供することができる。 全部改正〔平成24年条例81号〕 （団体の登録）
第8条 前条第3項の規定により集会室を資料館の事業以外の区の事務事業のための使用に供する場合を除き、同条第2項又は第3項の規定により集会室を使用しようとする団体は、あらかじめ世田谷区立郷土資料館館則（昭	第8条 前条第3項の規定により集会室を資料館の事業以外の区の事務事業のための使用に供する場合を除き、同条第2項又は第3項の規定により集会室を使用しようとする団体は、あらかじめ世田谷区立郷土資料館館則（昭

改正後	改正前
和39年7月世田谷区教育委員会規則第7号。以下「館則」という。)で定める手続により登録を受けなければならない。 全部改正〔平成24年条例81号〕 (使用の承認等)	和39年7月世田谷区教育委員会規則第7号。以下「館則」という。)で定める手続により登録を受けなければならない。 全部改正〔平成24年条例81号〕 (使用の承認等)
第9条 前条の規定により登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、集会室を使用しようとするときは、あらかじめ館則で定める手続により、委員会の承認を受けなければならない。 2 委員会は、集会室の使用の承認をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 全部改正〔平成24年条例81号〕 (承認の取消し等)	第9条 前条の規定により登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、集会室を使用しようとするときは、あらかじめ館則で定める手続により、委員会の承認を受けなければならない。 2 委員会は、集会室の使用の承認をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 全部改正〔平成24年条例81号〕 (承認の取消し等)
第10条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認を取り消し、同条第2項の条件を変更し、又は使用を停止することができる。 (1) 会議若しくは学習会又は行事等以外の目的で使用しているとき。 (2) 前条第2項の条件に違反したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又は館則の規定に違反したとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上の都合により委員会が特に必要と認めるとき。	第10条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認を取り消し、同条第2項の条件を変更し、又は使用を停止することができる。 (1) 会議若しくは学習会又は行事等以外の目的で使用しているとき。 (2) 前条第2項の条件に違反したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又は館則の規定に違反したとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上の都合により委員会が特に必要と認めるとき。

改正後	改正前												
追加〔平成24年条例81号〕 (使用料) 第11条 第9条第1項の承認を受けた登録団体は、当該承認を受けた日から集会室を使用する日までに次の表に定める使用料を納付しなければならない。 <table> <tr> <th>時間区分</th><th>使用料</th></tr> <tr> <td>午前9時から正午まで</td><td><u>1,620円</u></td></tr> <tr> <td>午後1時から午後4時30分まで</td><td><u>1,890円</u></td></tr> </table> 追加〔平成24年条例81号〕、一部改正〔平成30年条例39号・令和7年条例 号〕 (使用料の減免) 第12条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 公共的団体等が直接公益のために使用するとき。 (2) 資料館の近隣で区が後援する伝統的行事等を開催する区民等の団体が会議若しくは学習会又は行事等のために使用する場で、委員会が必要と認めるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認めるとき。 追加〔平成24年条例81号〕 (使用料の還付) 第13条 委員会は、館則で定めるところにより、既に納付された使用料の全	時間区分	使用料	午前9時から正午まで	<u>1,620円</u>	午後1時から午後4時30分まで	<u>1,890円</u>	追加〔平成24年条例81号〕 (使用料) 第11条 第9条第1項の承認を受けた登録団体は、当該承認を受けた日から集会室を使用する日までに次の表に定める使用料を納付しなければならない。 <table> <tr> <th>時間区分</th><th>使用料</th></tr> <tr> <td>午前9時から正午まで</td><td><u>1,260円</u></td></tr> <tr> <td>午後1時から午後4時30分まで</td><td><u>1,470円</u></td></tr> </table> 追加〔平成24年条例81号〕、一部改正〔平成30年条例39号〕 (使用料の減免) 第12条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 公共的団体等が直接公益のために使用するとき。 (2) 資料館の近隣で区が後援する伝統的行事等を開催する区民等の団体が会議若しくは学習会又は行事等のために使用する場で、委員会が必要と認めるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認めるとき。 追加〔平成24年条例81号〕 (使用料の還付) 第13条 委員会は、館則で定めるところにより、既に納付された使用料の全	時間区分	使用料	午前9時から正午まで	<u>1,260円</u>	午後1時から午後4時30分まで	<u>1,470円</u>
時間区分	使用料												
午前9時から正午まで	<u>1,620円</u>												
午後1時から午後4時30分まで	<u>1,890円</u>												
時間区分	使用料												
午前9時から正午まで	<u>1,260円</u>												
午後1時から午後4時30分まで	<u>1,470円</u>												

改正後	改正前
額又は一部を還付することができる。 追加〔平成24年条例81号〕 (譲渡及び転貸の禁止)	額又は一部を還付することができる。 追加〔平成24年条例81号〕 (譲渡及び転貸の禁止)
第14条 第9条第1項の承認を受けた登録団体は、集会室を使用する権利を他に譲渡し、又は集会室を転貸してはならない。 追加〔平成24年条例81号〕 (損害賠償)	第14条 第9条第1項の承認を受けた登録団体は、集会室を使用する権利を他に譲渡し、又は集会室を転貸してはならない。 追加〔平成24年条例81号〕 (損害賠償)
第15条 入館者は、資料館若しくはその設備又は展示品等を損傷し、又は滅失したときは、委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。 追加〔平成24年条例81号〕 (受託資料の損害)	第15条 入館者は、資料館若しくはその設備又は展示品等を損傷し、又は滅失したときは、委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。 追加〔平成24年条例81号〕 (受託資料の損害)
第16条 区は、災害その他避けられない事故により生じた受託した資料の損害については、賠償の責を負わない。 追加〔平成24年条例81号〕 (委任)	第16条 区は、災害その他避けられない事故により生じた受託した資料の損害については、賠償の責を負わない。 追加〔平成24年条例81号〕 (委任)
第17条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。 追加〔平成24年条例81号〕	第17条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。 追加〔平成24年条例81号〕

改正後	改正前
付 則 この条例は、公布の日から施行する。 付 則（昭和41年 3 月 15 日 条例第11号） この条例は、公布の日から施行し、昭和41年 2 月 15 日から適用する。 附 則（平成24年12月10日 条例第81号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立郷土資料館条例の規定は、平成25年 7 月 1 日以後の集会室の使用について適用し、同日前の集会室の使用については、なお従前の例による。 附 則（平成30年 3 月 6 日 条例第39号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立郷土資料館条例の規定は、平成30年 10 月 1 日以後の集会室の使用について適用し、同日前の集会室の使用については、なお従前の例による。 附 則 <u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>2 この条例による改正後の第11条の表の規定は、令和 7 年10月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。</u>	付 則 この条例は、公布の日から施行する。 付 則（昭和41年 3 月 15 日 条例第11号） この条例は、公布の日から施行し、昭和41年 2 月 15 日から適用する。 附 則（平成24年12月10日 条例第81号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立郷土資料館条例の規定は、平成25年 7 月 1 日以後の集会室の使用について適用し、同日前の集会室の使用については、なお従前の例による。 附 則（平成30年 3 月 6 日 条例第39号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立郷土資料館条例の規定は、平成30年 10 月 1 日以後の集会室の使用について適用し、同日前の集会室の使用については、なお従前の例による。